

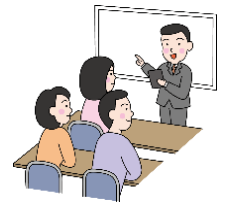
お知らせ

第 137 号

2019. 10. 1 発行

労務管理セミナー開催のご案内

- ◆ 今年は、1. 労働時間とは 2. 中小企業に 2020 年 4 月から適用される時間外労働の上限規制について 3. 新しくなった 36 協定届について 4. 同一労働同一賃金について 以上 4 つのテーマについて取り上げます。11 月 8 日（金）13 時 30 分から、いわて県民情報交流センター（アイーナ）で開催します。
出席ご希望の事業所様は別紙申込書にてお申込みをお願いいたします。



標準報酬決定通知書をお送りします

- ◆ 本年 7 月に行われた社会保険算定基礎届に基づく「標準報酬決定通知書」を同封しました。保険料は、10 月に支給される給与から改定し控除して下さい。
ただし、厚生年金保険料率の段階的引き上げが一昨年で終了したため今年は厚生年金保険料率、健康保険料率ともに変更がありません。算定基礎届によって標準報酬月額に変更があった方、9 月月額変更の方、介護保険該当・非該当の方等以外は従前どおりの保険料となります（保険料通知は、保険料に変更のない方も含めた全員分をお届けしています）。なお、当事務所で給与計算業務を受託しております事業所様には同封していません。後日給料明細と一緒にお届けいたします。

職員住所一覧表を同封しました

- ◆ 職員住所一覧表は、生年月日順、採用年月日順の 2 通りとなっています。職員の年齢管理、勤続年数の把握、退職金管理などにご活用下さい。なお住所の異動がありましたら、その都度、当事務所にご連絡をお願いいたします。

最低賃金の改定について

- ◆ 令和元年度岩手県の地域別最低賃金が 28 円引き上げられ 790 円になります。令和元年 10 月 4 日の発効です。なお、日給および月給の場合の最低賃金との比較は下記の計算式によりますので、ご確認をお願いいたします。

年 度	30 年度	令和元年度	令和元年度 全国平均
岩手県最低賃金時間額	762	790	901
引 上 げ 額	24	28	27

【最低賃金との比較方法】

- ① 日給の場合 日給 ÷ 1 日の所定労働時間 ≥ 最低賃金額 790 円
- ② 月給の場合 月給 ÷ 1 か月平均所定労働時間 ≥ 最低賃金額 790 円

〈月給の場合の計算例〉

月給 137,000 円 1 か月平均所定労働時間が 173 時間の場合

$137,000 \div 173 = 791 \geq 790$ よって 最低賃金額以上○